

区民からの意見（平成18年6月21日のメール）

企画部 企画課 御中

練馬の住民です。国籍は日本です。55年間練馬に居住しています。  
住民税をきちんと納めています。  
地方参政権を有しています。

その私が疑問に思います。  
自治基本条例とは？  
本当に必要なのですか？

以下に歯に衣を着せずに言わせて頂きます。

1. 「練馬区の最高規範」と大それたことを！！ 「再考」を要す。  
地方自治法より上位に出るものであってはならない。
2. 区民とは国籍のいかんを問わない。ということは外国人も区民となる。  
選挙を通して区政に参加・参画し、また直接に参加・参画するとしている。  
くわばらくわばら。外国人地方参政権付与の道。
3. 区民主権は完全独立、区政や外部の不当な圧力を受けない。  
名実共に都政から独立という。  
そのとおり、練馬区教育委員会は都教委の圧力を受けない。  
都教委の選定基準を無視した前歴がある。  
すでに実施中！！ それがいい事なのか？
- 4－9. この条例が最高規範だから(最高規範と決めたのだから) 区はこれにしたがうべきだ、って何か矛盾してない？
5. 青少年の参加を認める。 子供の権利条例への道？ 大人の矜持はどこへ行った？

6. 議会陳情や提言など今だってちゃんとやっている。 条例などいまさら不要。
- 7-2-2. 区長は区職員を面倒見ろだって？ それなら職員採用の段階からえり分けたほうがいい。 何かと手間のかかる組合指向型の人はゴメンです。
8. 議員さん しっかりしてくださいね。 こんなこといわれて余計なお世話と思いませんか？
9. コミュニティー は多様です。 人種も違います。 思想信条も違います。 活動の場を広く提供してください。 と叫ぶ人は決まっています。 人権利権派といわれる活動家です。 区の施設をタダ同然に使い政治活動を行います。
10. 住民投票は間接民主制を一層強化しますか。 危ない両刃の剣 慎重に。
11. 自治推進委員会 で決めたことは絶対ですか？ 行政の責任部署は？ 区長だけが責められるのか？ 委員の選任方法や任期などは？

穴だらけ、すきまだらけの 作文です。 なくても支障ない。 もともと「地方自治法」があるから。

あえて作ろうとするのは下記魂胆があるから。

定住外国人への地方参政権付与。

政治好きの人の壟断の機会増大。

子供の権利条例への布石。

以上をもって、本条例案制定を前提とした懇談会提言案に反対します。

[氏名・連絡先などは、省略しました。(事務局注)]